

## (2) 麦類

## ア 小麦

農薬名	種類	基準値 (ppm)	分析試料 点数	検出点数	検出範囲 (ppm)	基準値を 超える点数
アゾキシストロピン	菌	0.5	60	0		0
MCPA	草	0.1	60	0		0
イミノクタジン	菌	0.1	60	0		0
エチオフェンカルブ	虫	1.0	60	0		0
エトフェンプロックス	虫	0.5	255	0		0
グリホサート	草	5.0	60	0		0
グルホシネート	草	0.20	60	0		0
クレソキシムメチル	菌	0.1	60	0		0
クロルプロファミ	草	0.05	60	0		0
クロルメコート	成	5	60	0		0
クロロタロニル	菌	0.1	60	0		0
ジクロルボス	虫	0.2	60	0		0
ジフルフェニカン	草	0.1	60	0		0
シプロコナゾール	菌	0.2	60	0		0
シプロジニル	菌	0.5	60	0		0
シペルメトリン	虫	0.2	60	0		0
チオベンカルブ	草	0.1	60	0		0
チオメトン	虫	0.02	60	0		0
テブコナゾール	菌	0.5	255	0		0
トリフルミゾール	菌	1.0	60	0		0
トリフルラリン	草	0.1	60	0		0
トルクロホスメチル	菌	0.1	60	0		0
ピラフルフェンエチル	草	0.1	60	0		0
ピリデ - ト	草	0.2	60	0		0
フェナリモル	菌	0.1	60	0		0
フェニトロチオン	虫	10	255	0		0
フェノブカルブ	虫	0.3	255	0		0
フルトラニル	菌	2.0	255	0		0
プロクロラズ	菌	0.5	60	0		0
プロピコナゾール	菌	1.0	255	0		0
ベンタゾン	草	0.2	60	0		0
ペンディメタリン	草	0.2	60	0		0
マラチオン	虫	8.0	60	0		0
メプロニル	菌	2.0	60	0		0
臭素	虫	50	255	0		0
計		35項目		0		0

(注) 1 分析対象農薬は、食品衛生法で成分規格の定められている農薬のうち、国内登録されており、かつ小麦に使用が認められている農薬である。

2 種類欄の虫は殺虫剤、菌は殺菌剤、草は除草剤、成は植物成長調整剤である。

3 分析実施機関は、食糧庁消費改善課品質管理室、札幌食糧事務所他 8食糧事務所品質管理室及び食品衛生法に基づく指定検査機関である。

4 検出点数の計は、各農薬毎の検出点数の合計である。

イ 大・はだか麦

農薬名	種類	基準値 (ppm)	分析試料 点数	検出点数	検出範囲 (ppm)	基準値を 超える点数
MCPA	草	0.1	25	0		0
アゾキシストロピン	菌	0.3	25	0		0
イミノクタジン	菌	0.02	25	0		0
エチオフェンカルブ	虫	1.0	25	0		0
エトフェンプロックス	虫	0.5	95	0		0
グリホサート	草	20	25	0		0
グルホシネート	草	5.0	25	0		0
クレソキシムメチル	菌	5	25	0		0
クロルプロファミ	草	0.05	25	0		0
クロルメコト	成	0.5	25	0		0
クロロタロニル	菌	0.1	25	0		0
ジクロルボス	虫	0.2	25	0		0
ジフルフェニカン	草	0.1	25	0		0
シプロコナゾール	菌	0.1	25	0		0
シプロジニル	菌	2	25	0		0
シベルメトリン	虫	0.5	25	0		0
チオベンカルブ	草	0.1	25	0		0
チオメトン	虫	0.02	25	0		0
テブコナゾール	菌	0.05	95	0		0
トリフルミゾール	菌	1.0	25	0		0
トリフルラリン	草	0.1	25	0		0
トレクロホスメチル	菌	0.1	25	0		0
ピラフルフェンエチル	草	0.1	25	0		0
フェナリモル	菌	0.1	25	0		0
フェントロチオン	虫	5.0	95	0		0
フェノブカルブ	虫	0.3	95	0		0
プロクロラズ	菌	0.5	25	0		0
プロピコナゾール	菌	1.0	95	0		0
ベンタゾン	草	0.2	25	0		0
ペンディメタリン	草	0.2	25	0		0
マラチオン	虫	2.0	25	0		0
メプロニル	菌	2.0	25	0		0
臭素	虫	50	95	0		0
計		33項目		0		0

- (注) 1 分析対象農薬は、食品衛生法で成分規格の定められている農薬のうち、国内登録されており、かつ大・はだか麦に使用が認められている農薬である。
- 2 種類欄の虫は殺虫剤、菌は殺菌剤、草は除草剤、成は植物成長調整剤である。
- 3 分析実施機関は、食糧庁消費改善課品質管理室、札幌食糧事務所他 8食糧事務所品質管理室及び食品衛生法に基づく指定検査機関である。
- 4 検出点数の計は、各農薬毎の検出点数の合計である。